



マネジメントリスクプロテクション保険

AIG損保

役員を取り巻く各種訴訟リスクと
その対処法についてのご案内



法人会会員企業 会社役員の皆さまへ

未上場企業における 役員責任について

(マネジメントリスクプロテクション保険普通保険約款 マネジメント賠償責任特約)

マネジメントリスクプロテクション保険

2018年1月版

2018年1月1日以降保険始期契約用

個人防衛



権利意識の高まり、役員個人を取り巻く訴訟リスクの増大

はじめに

未上場企業は株主が限定されていることなどから役員個人が責任を問われるリスクは、上場企業と比較して一般的に低いと考えられています。しかし、法律上課されている役員の責任は、上場であるか未上場であるかによる違いはありません。また、未上場企業における役員個人を責任追及する訴訟は、ここ数年増加傾向にあるものと考えられます。この資料では、未上場企業を中心に役員が問われる責任、訴訟の実態などについて情報提供させていただきます。迅速で時に大胆な経営判断を求められる役員の皆さまに、本資料が安心して経営の舵を切っていただくための一助となれば幸いです。

目次	1. はじめに	P2	5. マネジメントリスクプロテクション保険の特長について	P8
	2. 未上場企業でいま起きていること	P3	6. 質問書	P9
	3. 会社役員を取り巻く訴訟リスクと想定事例	P4	7. もう1つの問題 「役員責任と相続」	P11
	4. 日経トップリーダー2015年10月号抜粋	P6		

安心



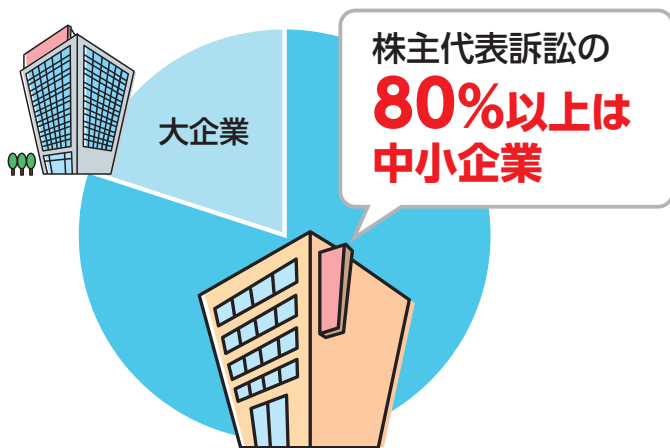
弊社では、役員個人を取り巻く各種訴訟リスクから役員の皆様をお守りする役員賠償責任保険を1990年に開発(業界初)し、様々な補償内容の拡充を図りながら、現在「マネジメントリスクプロテクション保険」をご案内しております。

未上場企業でいま起きていること

80%以上は中小企業!?

これまで株主代表訴訟というと、上場企業の問題であり未上場企業にはあまり関係がないと一般的に考えられていました。しかし、実際には株主代表訴訟の**80%以上は中小企業を舞台に起きている**と言われてしています。

また、従来は役員個人が取引先などから訴えられることはあまりありませんでしたが、ここ数年で役員個人が取引先などから責任追及されるケースも増えてきていると考えられます。



内部統制システム構築義務!?



役員は自ら法令等を遵守することはもちろんですが、従業員の不正行為や違法行為などを未然に防止するための体制、いわゆる「内部統制システム」の構築が求められます。

適切に「内部統制システム」を構築していなかったことが原因で会社に損害が発生した場合には、役員個人が責任を問われる可能性があります。

事例1 内部統制システム構築義務違反による責任を問われた事例

卸売業のA社で経理担当社員による横領事件が発覚した。A社の株主は、取締役には**横領が起きないような防止・監視・チェック体制の整備義務違反**があったと主張し株主代表訴訟を提起した。数年間にわたる争いの末、A社の取締役は自らの責任を認め、取締役の責任に基づく賠償金として、合計1億円を会社に支払うことで和解が成立した。

親族間での訴訟!?

未上場企業で起きている株主代表訴訟の多くは、親族間で起きていると言われてしています。

特に、事業承継で役員が交代した際、あるいは相続で株主が代わった際に、親族関係にある役員と株主とが経営方針などについて鋭く対立し、株主代表訴訟に発展することがあります。

また、親族から責任追及された場合、会社の内情を詳しく知っていることが多いため、役員の責任が認められやすい点に注意が必要です。



事例2 親族の株主から訴えられた事例

建設業のB社は、取引のある工務店が経営不振に陥ったため、その工務店に3,000万円の融資を実行したところ不良債権化し回収不能となった。その結果、**取締役であり株主の実の弟から**、回収不能となった3,000万円の損害賠償を求めて、兄である代表取締役に対して株主代表訴訟が提起された。

取引先から役員個人が責任追及!?

取引先などが会社に対して起こした訴訟に、役員個人も被告に含められ責任を追及されるケースが増えていると考えられます。その背景としては、役員個人を責任追及した方が心理的にプレッシャーをかけられるため、訴訟を有利に進められることなどがあると考えられます。



事例3 役員個人も被告となり責任を問われた事例

リスティング広告業のC社は、留学情報サービスを運営する取引先から業務を受託していたが、取引先の配信レポートを誤ってインターネット上で第三者が閲覧可能な状態にしてしまった。取引先は**秘密保持契約違反**があったとして、C社および**代表取締役に対して損害賠償を求め**る訴訟を提起し、300万円の損害賠償金の支払いを命じる判決が下された。

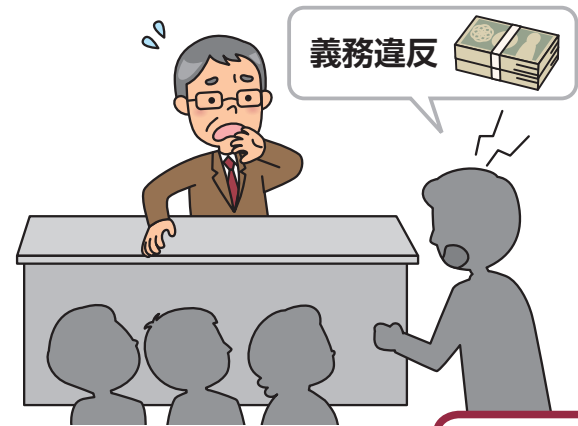
役員は経営判断のミスをはじめ、様々備えは万全ですか？

取引先から訴えられます

株主から訴えられます

事例4

繊維原料の製造会社D社は、繊維原料を取引先に供給する契約を締結していたが、D社が契約上の義務に違反して繊維原料の供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から会社に対しては債務不履行責任、代表取締役に対しては任務懈怠責任を根拠に、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約5億円の損害賠償を求める訴訟が起こされた。



取引先

株

役

顧

事例5

パソコンスクールを運営するE社で複数のパソコンにソフトウェアが不正にインストールされていたことが発覚した。ソフトウェアを開発した企業は、E社に対しては不法行為責任、代表取締役に対しては任務懈怠責任を根拠に損害賠償請求訴訟を提起し、会社と代表取締役は約4,000万円を連帯して支払うよう命じられた。

顧客から訴えられます

事例8

ホテル業のH社は、団体客が集会に使用する宴会場の使用契約を締結したが、宿泊客や近隣住民への被害防止などの理由から契約を解除した。団体客は不当に契約を解除され損害を被ったとして、H社と取締役に対して慰謝料など約3億円の損害賠償を求める訴訟を起こし、H社および4人の取締役に1億2,000万円の賠償金の支払いが命じられた。



ご注意: 本パンフレット記載の事例は実際に起きた訴訟などを参考に作成した想定事例です。

な責任を問われる可能性があります。

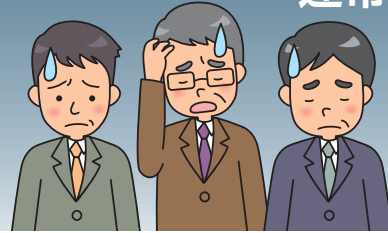
事例6

水産物卸売業のF社で、子会社が行っていた架空取引について、十分な調査をせず倒産寸前まで子会社支援を続けた結果、多額の損失が発生した。F社に発生した損失について役員に対する株主代表訴訟が提起され、**役員**の経営判断には善管注意義務違反があったとして、約19億円の損害賠償が命じられた。

■ 巻き込まれリスク

他の役員の監視責任を問われます

監視・監督義務 連帯責任



事例7

ビル管理業のG社の代表取締役が多額の借入金を原資に株式投資をして失敗した。

約3億円の損害を発生させた代表取締役のみならず、**他の取締役2名に対しても、代表取締役への監視を怠ったとして**、株主が代表訴訟を提起し、被告3名に対し約2億9,500万円の支払いが命じられた。(その後高裁で1億3,000万円で和解)

■ 従業員から訴えられます



事例10

飲料・食品製造販売会社J社は、飲料製品で食中毒事故を再発させたことで信用が失墜したため、飲料品製造部門を閉鎖せざるをえなくなり一部の従業員を解雇した。解雇された従業員は、**代表取締役は事故の再発防止のための社内体制を構築する義務に違反したとして**損害賠償を求める訴訟を起し、**代表取締役の遺族(相続人)に対して約5,500万円の損害賠償責任が認定された。**

(注) 代表取締役は係争中に死亡し、代表取締役の相続人が裁判を引き継ぎました。なお、役員責任と相続の問題については11ページをご覧ください。

事例9

飲食業のI社において、店長が商品の無銭飲食をした疑いのある社員に対して無理やり始末書を書かせるなど、店長の行動は行き過ぎであったと社員から申し出があった。これを受けI社の役員が直接店長を事情聴取したところ、店長は長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被り出社できなくなったとして、I社および役員に対して**慰謝料など200万円の支払いを求め損害賠償請求訴訟を提起した。**

主

員

従業員

客

中小企業必見！ **今、注目の国内取引リスク対策【第8回】**

会社ではなく役員個人が取引先、従業員、株主から訴えられるリスクに備える



AIU損害保険株式会社
九州・沖縄地域事業本部
戦略統括部
コーポレートビジネス専任マネージャー
中村 友二氏

役員個人に億単位の賠償も 退任後も10年間は責任

近年、企業の不祥事で役員個人が訴えられるケースが目立っている。経営者自身の経営判断のミスによる責任だけでなく、従業員による不正な取引や情報漏洩事故などの不祥事の管理責任を問われ、株主から株主代表訴訟を起こされたり、取引先などから役員個人が訴えられてしまうのだ。「自分の判断ミスならともかく、悪意のあった従業員の不正の責任を、なぜ役員個人がかぶらなければならないのか」と理不尽に思っても、場合によっては億単位の損害賠償を個人で負わなければならない可能性もある。

それだけではない。最近では従業員の権利意識の高まりにより、セクハラ、パワハラ、解雇問題などにより、役員個人が訴えられるケースも増えている。

こうした訴訟リスクに備えて、上場企業の多くは、役員賠償保険に加入している。保険に入っていれば、役員個人に損害賠償が命じられても、弁護士費用や賠償金を保険でカバーすることができるからだ。

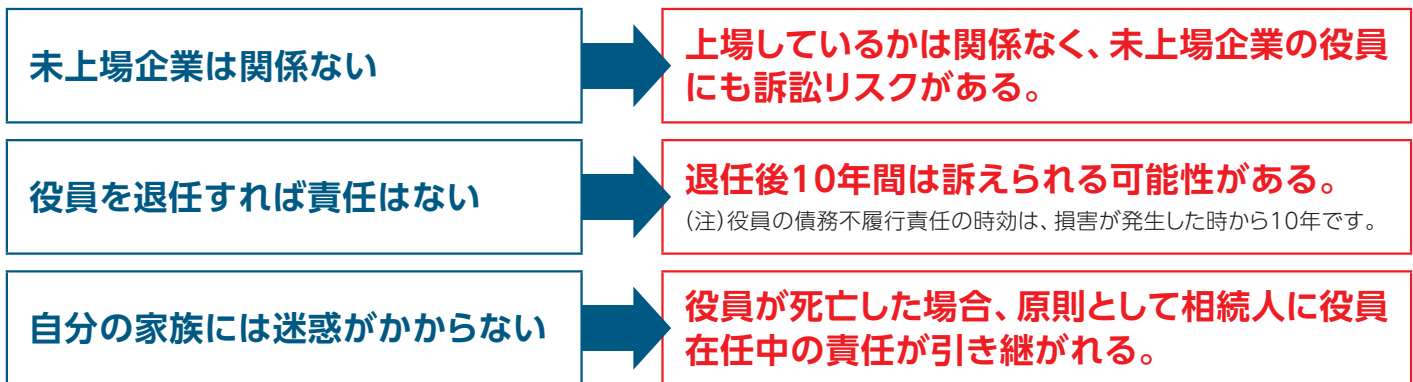
ところが未上場企業の多くは、役員賠償保険に加入していない。「未上場企業だから関係ない」「役員を退任してしまえば責任は問われない」といった誤解があるからだ。

実際には、上場企業であろうが未上場企業であろうが、大企業であろうが中小企業であろうが関係はない。役員は退任した後も10年間は在任中の責任を問われる可能性がある。しかも役員が死亡した場合、その責任は相続人に引き継がれるため、遺された大切な家族が、役員時代の責任を問われ、多額の損害賠償請求訴訟が起きることも考えられるのだ。

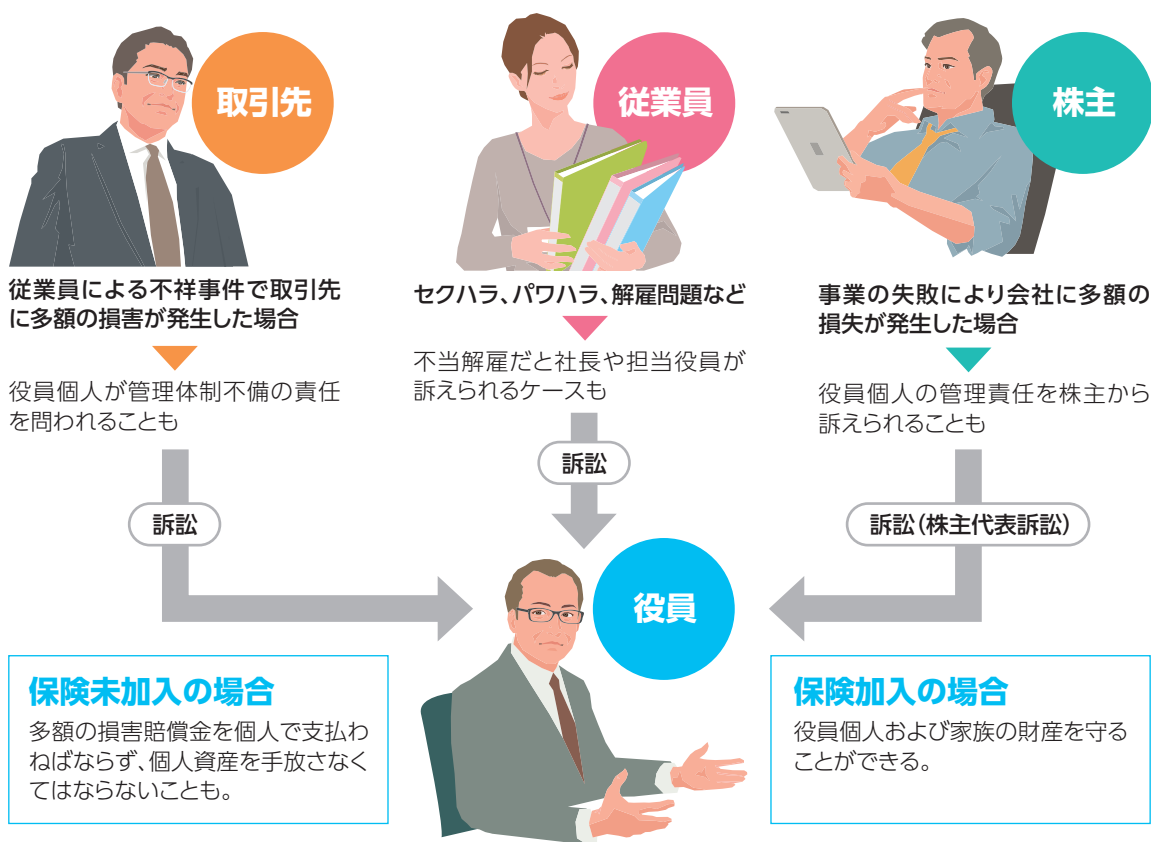
未上場企業の役員個人のための訴訟リスクに備える保険

1946年から日本で損害保険事業を行い、2013年に日本法人化したのを契機に、中小企業の海外進出リスクをカバーする「WorldRisk®」など、中小企業向け保険商品に強みを持つAIUでは、役員個人の訴訟リスクの高まりを受け、未上場企業向けに「マネジメントリスクプロテクション保険」を提供している。

図表1 役員個人の訴訟リスクについての勘違い



図表2 役員が賠償責任を負う3つのパターン



この保険の必要性を感じ、多くの未上場企業向けプロモーションに力を入れてきた同社コーポレートビジネス専任マネージャーの中村友二氏は、「役員個人の訴訟リスクがこれほど高いと認識している経営者は少ないため、未加入の企業が多いのが現状です。しかし訴えられれば、経営者の個人資産を失うリスクもあり、またご家族にまで損害賠償が及ぶこともあります。まさかの見えない落とし穴にこそ保険で備え、安心してビジネスの舵を切っていただきたい。」と語る。

AIUの『マネジメントリスクプロテクション保険』は、会社が保険契約者となり保険料を負担して^(注)、取締役、監査役などの役員が責任追及された場合の損害賠償金や弁護士費用を補償する。つまり、会社が役員のために入る保険だ。会社経営にはリスクはつきもので、経営者が積極的に事業戦略に打って出るためには必須の保険といわれている。

補償の対象者は、退任した役員も含めて役員全員となる。また、役員が死亡した場合には、相続人も補償の対象になる。

つまり、役員が家族のために入る保険でもあるという。

同社経営保険業務部課長の犬塚光晴氏は、「株主代表訴訟というと上場企業だけの問題と思われそうですが、実際には未上場企業の方が多いと言われています。昨年、子会社の不正な取引を見抜けずにその子会社が破綻した責任を親会社役員が問われ約19億円もの損害賠償金の支払いが命じられたのは、未上場企業の株主代表訴訟でした。また一昔前は役員個人が取引先などから訴えられることはありませんでしたが、ここ数年で役員個人が訴えられるケースが確実に増えてきています。会社経営をやられる以上、経営者ご自身はもちろんですが、大切なご家族のためにもこの保険への加入は欠かせません。」と解説する。

思いもよらぬ不祥事や事業リスクにより、取引先や従業員、株主から役員個人が訴えられ、多額の損害賠償金を請求されるリスクを回避するため、ぜひAIUの『マネジメントリスクプロテクション保険』を検討してみてはいかがでしょうか。

(注) 株主代表訴訟の敗訴部分の保険料については、役員の個人負担が必要

マネジメントリスクプロテクション保険は、株主代表訴訟をはじめ取引先や従業員などからの損害賠償請求に対し、取締役など役員の個人資産をお守りする保険です。

(※)この保険は、会社が保険契約者となり会社が保険料の約9割を負担できます。なお、株主代表訴訟の敗訴部分を補償の対象外とする場合は、保険料の全額を会社が負担できます。

法人会
会員企業の
皆さまへ

通常のご購入に比べ、割安な保険料をご用意しました。
役員特有の訴訟リスクへの備えは経験豊富な弊社にお任せください!

相続人への手厚い補償!

相続人への追加支払限度額の提供など、手厚い補償で相続人の財産をお守りします。

内輪揉めリスクに対応!

役員同士の争いも補償の対象です。

社内調査費用の補償!

不祥事が発生した際に、事実調査、原因究明のための弁護士に対する報酬など社内調査に要する費用を補償できます。

会社設立時からの行為を補償!

会社設立以降のすべての行為(経営判断など)が補償の対象となりますので、ご安心いただけます。

弁護士費用も補償の対象!

敗訴した場合の損害賠償金だけでなく、弁護士費用も補償されます。



業界初

1990年に日本で初めて役員賠償保険を発売して以来、多くのお客様に安心をお届けしています。事故が発生した場合には、専門対応の企業損害サービスセンターが対応いたします。このような体制をベースに、2,000社を超えるお客様(企業)からご契約をいただいています。(2017年3月末現在)

一般的な保険(マネジメントリスクプロテクション保険)の特長をご案内するものであり個々のお客様によって補償内容が異なることがあります。保険の詳細につきましては弊社プロポーザルなどでご確認ください。

法人会のマネジメントリスクプロテクション保険 質問書

AIG 損害保険株式会社

お見積りにあたりましてはこの質問書の他に、決算書2期分の写しのご提出をお願いいたします。
子会社を含めた補償をご希望の場合は、子会社の決算書(または連結決算書)2期分の写しをご提出ください。

I 基本情報

貴社名			
本社住所			
事業内容			
算出基礎	単体の総資産:	千円	
	(子会社を含めた補償をご希望の場合)子会社を含めた総資産:		千円

II その他の情報

1. 会社の所有形態についてお尋ねします。貴社は上場企業ですか。 はい いいえ
2. 貴社には親会社がありますか。 はい いいえ
3. 貴社には上場子会社がありますか。 はい いいえ
4. 発行済み株式の所有割合が5%以上の株主を記入ください。

株主名	所有割合	株主名	所有割合

5. 貴社または貴社の子会社の役員または従業員に対して、職務上の地位に基づく不当な行為を原因とする訴訟・損害賠償請求が過去10年間または現在にありますか。また提訴請求の受理等、かかる訴訟・損害賠償請求のおそれのあることを認識していますか。

はい いいえ

「はい」の場合は、その詳細をご記入ください。

6. 貴社または貴社の子会社において、犯罪行為、法令違反行為その他の不正行為(その疑いを含みます)について、社内調査の実施または第三者委員会の設置を検討したことが、過去3年間または現在においてありますか。

はい いいえ

作成方法	保険証券への添付	保管方法
TLPP	要証券添付物	申込書・契約内容変更依頼書に添付

証券番号:

Ⅲ すべての子会社について記入ください。

(日本国内)

子会社名	事業の種類	総資産(千円)	所有割合(%)

(海外)

子会社名	事業の種類	所在国	総資産(千円)	所有割合(%)

Ⅳ 現在の保険契約

保険会社	限度額(保険金額)	満期日	保険料

質問は以上です、有難うございました。

(ご注意)

各項目には正確にご回答くださいますようお願いいたします。この質問書の項目に事実と異なる記載をしたり、事実を記載しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

この質問書の回答が正確であることを確認するために必要とされるすべての調査・照会を行ったこと、およびこの質問書の記載に相違ないことを誓約いたします。またこの質問書の提出日からこの質問書にかかる保険契約の開始日まで間に、この質問書に記載された事項のいずれかに変更が生じた場合は、ただちにその変更内容を通知いたします。

ご提出日:

貴社名:

代表者印

代表取締役または代表執行役の役職・氏名

作成方法	保険証券への添付	保管方法
TLPP	要証券添付物	申込書・契約内容変更依頼書に添付

もう1つの問題 「役員責任と相続」



役員責任は個人責任であるため相続の問題と切っても切れない関係にあり重要な問題です。

事例11 相続人の賠償責任が認められた事例

グループ企業に多額の無担保貸付などを行ったことが取締役としての善管注意義務に違反するとして、元取締役の相続人である妻が株主代表訴訟を提起された事例。

K社の株主が、現旧の代表取締役、取締役および元取締役の妻であった相続人に対して、K社のグループ会社に対して行った融資および債務保証などが、取締役の善管注意義務の違反にあたるとして、K社が被った損害の賠償を求める株主代表訴訟を提起しました。

裁判官は、支援による立て直しが見込めない状況にあったなどの事情のもとにおいては、グループ企業とみられる関係にあった会社であったとしても、十分な債権保全措置を講ずるべきであり、取締役としての善管注意義務に違反するとして、被告に賠償命令を命じました。

その中で、元取締役の妻であった相続人の損害賠償額は、次のとおり認定されました。

元取締役の妻の賠償金額：約**5,600万円**



相続人である妻は、K社の元取締役であった夫がK社で行っていた経営判断などの内容について詳しく知ることもなく、単純承認して相続したものと推測されます。しかし、それは日本では例外的なことではなく、役員の配偶者あるいは子供は、被相続人が役員として会社でどのような経営判断や業務執行を行っていたかを詳しく知らないのが一般的であると考えられます。

また、相続人が常に役員としての行動を監視することが、非常に困難であることも考慮すれば、事後的に相続人が大きな責任を問われるのは酷なようにも思われます。

しかし、現在の法律(民法)、判例の下では、相続人に対してこのような大きな責任が認められることがあります。

おわりに

「親の因果が子に報いる」という諺がありますが、役員時代に行った行為を原因として、役員ご自身ではなく相続人が、多額の賠償責任を問われるのは、庶民感情としては非常に酷に思えるのではないのでしょうか。

役員責任を負わないためには、法令遵守を徹底し不合理な経営判断を行わないなど、役員として適切に行動していくことがもっとも重要であることは言うまでもありません。

しかし、万が一、責任を問われた時のために役員責任を補償する保険を確実に手当てしていくことは、役員ご自身に加えて相続人のためにも大切なことであると考えます。

- 質問書にご記入いただいた情報は、弊社の関連する商品・サービスなどのご案内以外には利用しません。
- 弊社の個人情報の取扱いについての詳細は、ホームページ (<https://www.aig.co.jp/sonpo>) をご覧ください。
- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。
- 事故が発生した場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者（補償の対象となる方）ご自身で被害者と示談交渉を進めていただくこととなります。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは